

# 一宮町立中学校 部活動ガイドライン



一宮町教育委員会  
平成31年4月

# 目次

I	学校教育における部活動の位置付けと意義	P. 1
1	部活動の位置付け	P. 1
2	部活動の意義	P. 1
II	部活動の在り方に関する方針	P. 2
1	部活動の運営のための体制整備	P. 2
(1)	方針の策定等	P. 2
(2)	指導・運営に係る体制の整備	P. 2
2	効果的な活動の推進	P. 3
(1)	適切な活動時間の設定	P. 3
(2)	活動計画書	P. 3
(3)	大会及びコンクール等への参加	P. 3
(4)	その他	P. 3

## I 学校教育における部活動の位置付けと意義

### 1 部活動の位置付け

部活動は、学校教育の一環として行われ、スポーツや芸術・文化に興味と関心をもつ同好の生徒が、顧問の指導のもと、自主的に組織され、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツや芸術・文化の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験するためのものである。

学習指導要領には、次のように記載されている。

中学校学習指導要領（平成29年3月）【抜粋】

#### 第1章 総則

#### 第5 学校運営上の留意事項

##### 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の連携が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

### 2 部活動の意義

- スポーツや芸術・文化の楽しさや喜びを味わう。
- 生涯学習の基礎をつくる。
- 自己存在感や達成感をもたらす。
- 自主性、責任感、連帯感を育成する。
- 学級内とは異なる人間関係の形成につながる。
- ルールや規範意識を醸成する。
- 所属意識や愛校心を育てる。

このように、部活動は、各学校の教育課程での取組とあいまって、学校教育が目指す「生きる力」の育成を実現させる役割を果たしていると考えられる。

学校全体として、部活動の指導・運営に係る体制を構築し、全職員の共通理解・協力体制のもと、次の点に配慮した運営に当たる。

- 職員会議等において、全職員が部活動の意義を理解するとともに、情報を共有し、学級担任と顧問や指導者、また、顧問同士が相互に理解・支援し合うなど、組織的に取り組むことが大切である。
- 部活動を通じた生徒理解に努めるとともに、発達段階に応じて、能力や適性を見極め、その都度、健康状態を確認した上で、個に応じた指導を心掛けることが大切である。
- 保護者や関係団体等との連携を図りながら部活動を活性化させるとともに、外部指導者や部活動指導員の積極的な活用等を通じて、地域に信頼される学校づくりを進めることが大切である。

## Ⅱ 部活動の在り方に関する方針

一宮町教育委員会では、生徒にとっても、教員にとっても、保護者にとっても「魅力ある部活動」を目指します。

- 生徒の視点から  
「調和のとれた健全な成長の確保」と「自主的、自発的な参加による部活動」
- 保護者の視点から  
『生徒の「生きる力」の育成』と「負担の軽減」
- 教員の視点から  
「仕事と生活の充実（ワーク・ライフ・バランス）」

### 1 部活動の運営のための体制整備

#### (1) 方針の策定等

ア 「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、保護者に文書を配布したり、ホームページに掲載したりして公表する。

イ 「学校の部活動に係る活動方針」は、毎年度見直しをする。

#### (2) 指導・運営に係る体制の整備

ア 生徒数及び教員数、生徒の安全確保、指導の充実、部活動顧問の業務の適正化を図る観点から、部活動数の調整を図る。

イ 部活動指導員の積極的な活用を図る。

#### 【部活動指導員の要件】

- ・適切な指導や安全面への配慮ができる。
- ・学校教育に関する十分な理解がある。
- ・安全確保と事故発生時の迅速な対応ができる。
- ・知り得た情報を他に漏らさない。
- ・体罰をしない。
- ・指導者としての指導力向上に努めることができる。

ウ 管理職は、活動計画の内容を把握し、生徒が安全に活動できるようにするとともに、教員の勤務時間管理を行いながら過度の負担とならないよう十分配慮する。

エ 複数顧問で部活動の指導にあたり、以下の点に十分配慮する。

- ・体罰や暴言の禁止
- ・パワーハラスメントやセクシャルハラスメントの禁止
- ・生徒の健康状態の観察
- ・活動前の施設・設備の点検
- ・ユニフォーム、教材、遠征費等の負担軽減
- ・熱中症予防
  - 暑さ指数（WBGT）を測定
  - 休憩時間の確保
  - 十分な水分補給（経口補水液の準備）
  - AED使用法の理解
  - 緊急時に備え「危機管理マニュアル」の共通理解
    - ※時期に応じた確認
    - ※マニュアルの見直し

## 2 効果的な活動の推進

### (1) 適切な活動時間の設定

#### ア 平日の活動

- ・ 1週間に少なくとも1日は、平日の休止日を設定する。
- ・ 1日の活動時間は、原則2時間以内とする。
- ・ 朝練習は、生徒や保護者の負担にならないよう、必要に応じて設定する。

#### イ 休日の活動

- ・ 土曜日、日曜日については、1日以上の休止日を設定する。
- ・ 1日の活動時間は、原則3時間以内とする。
- ※試合・練習試合を行った場合は、平日に休止日を設定する。  
土曜日、日曜日に合計10時間以上行った場合は、アの平日の休止日以外に2日間の休止日を設ける（10時間未満の場合は1日）。

#### ウ 長期休業中

- ・ 長期休業中であっても、平日及び休日の休止日はア、イと同様とする。
- ・ 長期休業中の活動時間は、原則3時間以内とする。
- ・ 夏期休業中及び冬期休業中は、原則7日間の連続した休止日を設定する。

### (2) 活動計画書

#### ア 部活動年間計画を作成し、計画的な指導をする。

#### イ 毎月、活動計画書を作成し、生徒や保護者に周知する（文書で配布、ホームページに掲載するなど）。

### (3) 大会及びコンクール等への参加

#### ア 校長の許可を得て参加し、必ず報告をする。

#### イ 生徒と保護者の過度の負担とならないよう留意する。

※必ず、活動にかかる費用については管理職に報告する。

#### ウ 事故が発生した場合、速やかに救護（救急車の手配等）し、管理職及び保護者に連絡をする。

※校長の許可がない場合、「日本スポーツ振興センター」の災害共済給付適用外となる。

### (4) その他

#### ア 練習の効率化を図り、効果的な練習に努める。

#### イ 常に保護者との信頼関係構築及び協力関係の維持に努める。

#### ウ 部活動に関わる活動のみならず、登下校を含む日常的な生徒指導を心がける。

## 【引用・参考文献】

- ・「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」平成30年3月 スポーツ庁
- ・「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」  
平成30年6月改訂 千葉県教育庁教育振興部体育課
- ・「中学校学習指導要領」平成29年3月 文部科学省
- ・「運動部活動の現状について」平成29年5月 スポーツ庁
- ・「茂原市立中学校部活動ガイドライン(改訂版)」平成30年3月 茂原市教育委員会
- ・「柏崎市立中学校部活動ガイドライン」平成31年4月 柏崎市教育委員会
- ・「茨城県運動部活動の運営方針」平成30年5月 茨城県教委育委員会
- ・「千葉市運動部活動ガイドライン」  
平成30年7月 千葉市教育委員会 学校教育部 保健体育課